



出雲地区合併協議会

合併だより

Vol.10



新・出雲市の市章デザインが決定!!



平成17年2月1日(火)。この日の第12回合併協議会において、新・出雲市の市章デザインが決定しました。

全国から応募のあった1,078点の中から最優秀賞(採用作品)に選ばれた作品は、地元多伎町在住の川上泰雄さんの作品です。

この市章が市民のみなさまに広く愛され親しまれるシンボルとして定着し、川上さんの製作趣旨である、大空にはばたく鳥のように飛躍・発展する新・出雲市への願いがかなうよう、みなさまのご理解をお願いいたします。

CONTENTS(目次)

第12回合併協議会を開催

●報告事項、議案事項 ————— 2

●一部事務組合の事務の取扱いに係る
斐川町との協議結果 ————— 3

新・出雲市の市章選定結果 ————— 4

発行 / 出雲地区合併協議会 編集 / 出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目1番地12 出雲交流会館内 電話:0853-23-1008 FAX:0853-23-1036
URL:<http://www.izumo-gappei.jp> E-mail:info@izumo-gappei.jp

第12回協議会を開催

平成17年2月1日(火)に第12回協議会を出雲交流会館で開催し、合併準備状況等の報告、市章の選定等を行いました。

報告事項

廃置分合の告示

平成17年1月17日付けで総務大臣から2市4町合併の官報告示があったことを報告しました。これで2市4町の合併が正式に決定し、すべての法的手続きが終了しました。

合併準備状況について

平成16年12月10日の第11回協議会以降の合併準備状況について報告しました。

新市の組織機構

第11回協議会で報告した組織機構のうち、変更となった部分を報告しました。

- ・「ゴミ資源課」を「資源リサイクル課」に変更。
- ・「平田市立病院」の名称を「出雲市立総合医療センター」に変更。



「出雲市立総合医療センター」に名称変更となる「平田市立病院」

一部事務組合の事務の取扱いに係る斐川町との協議結果

消防事務、可燃ごみ処理事務、し尿処理事務、ふるさと市町村圏事務、休日診療所事務、介護認定審査会、斐伊川用水対策事務、火葬処理（湖西斎場）業務についての斐川町との協議結果を報告しました。（内容は3ページのとおり）

設置選挙

新市では、合併後50日以内に市長と市議会議員の選挙が行われます。選挙日も含め具体的な内容は、3月22日の合併日に設置される暫定選挙管理委員会で決定されますが、その事前準備として、現在2市4町の選挙管理委員会委員長会において検討されており、その検討状況について報告しました。設置選挙の日は平成17年4月17日（4月10日告示）を投票予定日として準備を進めることとされています。

出雲地区合併協議会の廃止について

3月22日の2市4町合併に伴い合併協議会の業務は終了しますので、合併前日の3月21日限りで合併協議会を廃止することを報告しました。今後各市町の議会において合併協議会の廃止議決を行っていただき、鳥根県知事へ届出することとなります。

次回合併協議会の開催予定

平成17年3月16日（水）15時から、平田市立文化館 プラタナスホール（平田市平田町）で最終の合併協議会を開催します。

議案事項

市章の選定



市章候補選定報告を行う
総務・企画小委員長の
柳楽和夫委員長

総務・企画小委員会からの市章候補選定報告を受け、全会一致で表紙の市章デザインに決定しました。
なお、最優秀賞の表彰は、3月16日（水）に予定している第13回合併協議会において行います。
※選定結果については4ページに掲載しています。



平成16年度出雲地区合併協議会第1回補正予算

決算見込みに基づき、歳入・歳出ともに390万円減額する平成16年度合併協議会予算の補正を決定しました。

平成16年度出雲地区合併協議会第1回補正予算			
(単位：千円)			
○歳入			
	補正前の額	補正額	計
市町負担金	60,000	△5,708	54,292
諸収入	0	1,600	1,600
繰越金	0	208	208
計	60,000	△3,900	56,100
○歳出			
	補正前の額	補正額	計
会議費	5,390	△1,330	4,060
事務費	14,820	0	14,820
事業推進費	38,990	△2,050	36,940
予備費	800	△520	280
計	60,000	△3,900	56,100

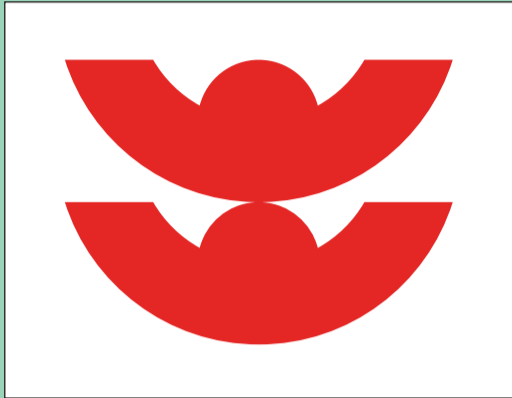
一部事務組合の事務の取扱いに係る斐川町との協議結果

事務名	受委託、協議会設置の概要
消防事務	<p>1. 出雲市は、斐川町の消防事務を受託する。</p> <p>2. 受託事務の範囲及び期間 斐川町における消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防に関する事務を除く。）の管理及び執行を行い、受託期間は3年以内できるだけ早い時期までとする。</p> <p>3. 委託費 下記により算定した委託事務の管理及び執行に係る経費とする。</p> <p>■算定 「出雲市の当該年度の消防費の歳出予算額のうち常備消防(斐川町に係る管理執行経費を含む)に係る予算額」から「国等の補助金、消防関係手数料及び常備消防に係るその他の収入の合計金額」を差引いた額に斐川町の負担割合を乗じて得た額及び事務経費とする。</p> <p>■斐川町の負担割合の算出方法 出雲市及び斐川町の消防費の基準財政需要額の合計額に占める斐川町の基準財政需要額の割合とする。</p>
可燃ごみ処理事務	<p>1. 出雲市は、斐川町の可燃ごみ処理に関する事務を受託する。</p> <p>2. 受託事務の期間 平成17年3月22日から必要と認められる間とする。</p> <p>3. 委託費 下記により算定した委託事務の管理及び執行に係る経費とする。</p> <p>■算定 ごみ処理単価(円/ト)×処理量(ト)+事務経費とする。</p> <p>なお、ごみ処理計画に基づく受託処理量をやむを得ず超過する可燃ゴミの処理については、基本処理単価の5割増しの単価とし、超過した市町は超過負担金（5割増部分）を新設する基金に積み立てるものとする。</p>
し尿処理事務	<p>1. 出雲市は、斐川町のし尿等の処理に関する事務を受託する。</p> <p>2. 受託事務の期間 平成17年3月22日から必要と認められる間とする。</p> <p>3. 委託費 下記により算定した委託事務の管理及び執行に係る経費とする。</p> <p>■算定 し尿等処理単価(円/kl)×処理量(kl)+事務経費とする。</p>
ふるさと市町村圏事務	<p>1. 名称 出雲地区ふるさと市町村圏協議会(仮称)</p> <p>2. 構成市町 出雲市、斐川町</p> <p>3. 事務 ふるさと市町村圏計画の策定又は変更、ふるさと市町村圏計画に基づく事業実施の連絡調整、ふるさと市町村圏計画の広域活動計画に基づく事業の実施</p> <p>4. 事務所 出雲市役所内</p> <p>5. 組織 正副会長（助役）、委員（事務職員）で構成</p> <p>6. 事務局 出雲市(政策課)</p> <p>7. 会議 協議会(年1回以上開催)、幹事会(随時開催)</p> <p>8. 事業 出雲市単独で実施する事業、斐川町単独で実施する事業、出雲市・斐川町共同で実施する事業などについて構成市町が協議し、決定する。</p> <p>9. 財務 事務局費(事務局人件費(臨時職員等)、会議費等)の負担割合は、基金出資割合のとおりとする。(出雲市：85.51%、斐川町：14.49%) 事業費(文化、国際交流、観光振興などのソフト事業)の財源については、事業の実施主体、事業割合に応じそれぞれが負担する。</p> <p>10. 準用 事務の管理・執行に当たっては、出雲市条例・規則等を準用する。</p>
休日診療所	事務の受委託等を行わない。
介護認定審査会	事務の受委託等を行わない。
斐伊川用水対策事務	<p>1. 名称 出雲市及び斐川町斐伊川用水対策協議会(仮称)</p> <p>2. 構成市町 出雲市、斐川町</p> <p>3. 事務 斐伊川用水管理に関する事。斐伊川渇水時における分水及び番水に関する事。斐伊川の水利権に関する事。</p> <p>4. 事務所 出雲市役所内</p> <p>5. 組織 正副会長（助役）、委員(事務職員)で構成。</p> <p>6. 事務局 出雲市（農林基盤課）</p> <p>7. 会議 協議会(年1回以上開催)、幹事会。</p> <p>8. 事業 分水・番水の実施</p> <p>9. 財務 事業費及び事務局費(事務局人件費(臨時職員等)、会議費等)の負担割合は、慣行水利権に基づく分水割合とする。(出雲市75%、斐川町25%)</p> <p>10. 準用 事務の管理・執行に当たっては、出雲市条例・規則等を準用する。</p>
火葬処理業務 ※湖西斎場限定	<p>1. 出雲市は、斐川町の湖西斎場に関する事務を受託する。</p> <p>2. 受託事務の期間 平成17年3月22日から必要と認められる間とする。</p> <p>3. 利用区域 出雲市と斐川町とする。</p> <p>4. 委託費 下記により算定した委託事務の管理及び執行に係る経費とする。</p> <p>■算定 管理運営費総額(事務経費を含む)×当該年度の利用実績割合とする。</p>

新・出雲市の市章選定結果

新・出雲市の市章デザインは、全国から応募のあった作品の中から、総務・企画小委員会において選考しました。専門のアドバイザーにも参画していただき、平成17年1月25日の小委員会において、採用作品案1点と優秀作品案4点を選考しました。その結果を第12回合併協議会に提案し、最優秀賞と優秀賞が決定されました。

最優秀賞（採用作品）賞金30万円



〔製作趣旨〕
出雲市の「出」を図案化。大空にはばたく鳥（鳩）をイメージ。飛躍発展する新・出雲市を表す。

〔審査評〕
「出」という文字を、シンプルで力強く親しみやすい形としてまとめている。

応募者
川上 泰雄さん（多伎町）65歳



●川上さんの受賞のコメント●

今回の新市章デザインの応募に際しては、「21世紀 出雲の国づくり計画」から伝わってくる、計画を策定された方々の新市への想いを少しでも表せないかと考えました。自分の作品が選ばれるとは思いませんでしたが、今は本当にうれしく思っております。

新・出雲市の市章として親しみを持って見ていただければと思います。

優秀賞（優秀作品）賞金3万円



応募者
渡嘉敷徳男さん
（沖縄県那覇市）49歳



応募者
金津 博さん
（新潟県上越市）60歳



応募者
安達 司さん
（兵庫県丹波市）32歳



応募者
堀江 豊さん
（広島県廿日市市）55歳

選定経過

平成16年 10月28日（木） ～11月30日（火）	市章デザインを全国公募（応募総数1,078点）
平成16年 12月17日（金）	第1回審査会 ①事前選考として各委員5点を投票し、43点に絞り込み。 ②絞り込んだ43点について、アドバイザーの助言を得ながら選考基準に基づき15点を選考。
平成17年 1月14日（金）	第2回審査会 ①第1回審査会で選考した15点とアドバイザーが選考した作品15点を加え、計26点（委員とアドバイザーの重複選考が4点）について、選考基準に基づき各委員が5点を投票。 ②投票結果に対してアドバイザーの助言を得て、選考基準に基づき候補作品7点を選考。
平成17年 1月15日（土） ～1月24日（月）	類似デザイン調査 候補作品7点について、下記の類似デザイン調査を可能な限り実施。 * 全国新設市町村の市章等との類似調査 * 全国（市、町、村）の市町村章との類似調査 * 商標登録（図形）リストによる類似調査
平成17年 1月25日（火）	第3回審査会 ①候補作品7点について、選考基準に基づき各委員2点を投票。 ②投票結果を基に協議し、採用作品案1点と優秀作品案4点を選考。



総務・企画小委員会で選考の様子

選考基準

- ①出雲らしさが伝わること。
- ②コンセプト（※）を表現していること。
- ③シンボルになっている、または、手を加えればシンボルになること。
- ④公共の市章に相応しいこと。
- ⑤耐久性があること。
- ⑥メッセージ性があり、それが好感を持って伝わること。
- ⑦造形性に優れている（美しい）こと。
- ⑧色彩条件を満たしていること。
- ⑨類似性がないと同時に、独自性があること。
- ⑩再現性、展開性に優れていること。

※コンセプト

21世紀出雲の国づくり計画

「むすんでひらく」悠久のロマンと夢育む
日本のふるさと出雲の国づくり」

将来像 「世界を結ぶご縁都市 出雲」

基本理念 「自立 交流 環境」